



板橋区屋外案内標識 デザインガイドライン

Itabashi City Sign Design Guideline

平成31年3月

板橋区

目次

1章 総論編

1-1 ガイドラインの目的	3
1-2 ガイドラインの位置づけ	4
1-3 ガイドラインの適用範囲	5
1-4 対象標識	7

2章 基本ルール編

2-1 配置、設置に関わる基準	
2-1-1 配置、設置位置	11
2-1-2 掲出高さ	14
2-2 本体に関わる基準	
2-2-1 形態、素材、色彩	15
2-3 表示に関わる基準	
2-3-1 書体	16
2-3-2 文字サイズ	17
2-3-3 色彩	19
2-3-4 案内地図の表示ルール	21
2-3-5 案内地図の掲載範囲	22
2-3-6 掲載基準	23
2-3-7 ロゴ表記	29
2-4 言語表記等基準	
2-4-1 多言語表記基準	30
2-4-2 日本語の表記	31
2-4-3 英語の表記	32
2-4-4 中国語の表記	34
2-4-5 韓国語の表記	35
2-4-6 ピクトグラム表記基準	36

3章 デザイン編

3-1 案内誘導システム	
3-1-1 標識の種別	39
3-1-2 配置の考え方	40
3-1-3 行動起点標識の配列の考え方	41
3-2 本体デザイン	42
3-3 表示デザイン	46
3-4 応用デザイン	58

4章 維持管理・運用編

4-1 維持管理の考え方	63
4-2 管理台帳	66

5章 資料編

5-1 他媒体との連携	73
5-2 標準案内用図記号（参考）	75
5-3 参考文献	79

1章 総論編

- 1-1 ガイドラインの目的
- 1-2 ガイドラインの位置づけ
- 1-3 ガイドラインの適用範囲
- 1-4 対象標識



1-1 ガイドラインの目的

(1) 背景

板橋区内には、多くの屋外案内標識が設置されており、公共施設への案内、歴史・観光資源の解説、路上喫煙や放置自転車の禁止など、その目的も多岐にわたるものである。

これらの既存の屋外案内標識は、各所管課によりデザインや配置に関する統一的な基準や計画がなく設置されてきたため、区民や来訪者にとって必ずしもわかりやすいものであるとはいえず、維持管理も不十分な状況である。

一方で、国をはじめとする観光立国実現に向けた動きが加速する中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、多くの外国人旅行者が東京を訪れることが見込まれており、屋外案内標識についてもユニバーサルデザインへの対応、多言語化表記、統一的なピクトグラムの使用、都市景観への配慮など、新たな社会的ニーズが顕在化している。

(2) 目的

本ガイドラインは、統一感のある屋外案内標識の整備や維持管理を行うため、基本ルール（配置、設置、本体、表示、言語表記等）やデザインルール（本体、表示デザイン）を定めることにより、初めて区を訪れる人でも安心してまち歩きを楽しめるようにするとともに、街並みを整え、まちとしての魅力を向上させることを目的とする。

さらに、板橋区らしさの表現、区の魅力発信への貢献も同時に目指すものである。

1章 総論編

1-2 ガイドラインの位置づけ

1-2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国の観光立国実現に向けて策定されたガイドラインや東京都の国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針に基づく、区が屋外案内標識を設置・更新する場合に適用される庁内の統一ルールを定めた基準書である。

国

- ・平成 25 年 6 月（観光立国推進閣僚会議決定）『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』
- ・平成 26 年 3 月策定（観光庁）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』



反映

東京都

- ・平成 29 年 7 月改定（産業労働局観光部）『国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針』



反映

板橋区屋外案内標識デザインガイドライン（平成 31 年 3 月）

1 章 総論編

- 1-1 ガイドラインの目的
- 1-2 ガイドラインの位置づけ
- 1-3 ガイドラインの適用範囲
- 1-4 対象標識



ガイドラインの使い方等

- ・本ガイドラインの位置づけや適用範囲、使い方を掲載

2 章 基本ルール編

- 2-1 配置、設置に関わる基準
- 2-2 本体に関わる基準
- 2-3 表示に関わる基準
- 2-4 言語表記等基準



共通ルール

- ・原則として、全ての屋外案内標識（既存も含む）に適用すべき共通ルールを掲載

3 章 デザイン編

- 3-1 案内誘導システム
- 3-2 本体デザイン
- 3-3 表示デザイン
- 3-4 応用デザイン



個別ルール

- ・ガイドラインを踏まえて新たに設置される屋外案内標識に適用すべき個別ルールを掲載

4 章 維持管理・運用編

- 4-1 維持管理の考え方
- 4-2 管理台帳



維持管理・運用ルール

- ・既存も含めた屋外案内標識の維持管理方法、実態調査結果を整理した管理台帳の更新方法を掲載

5 章 資料編



整合

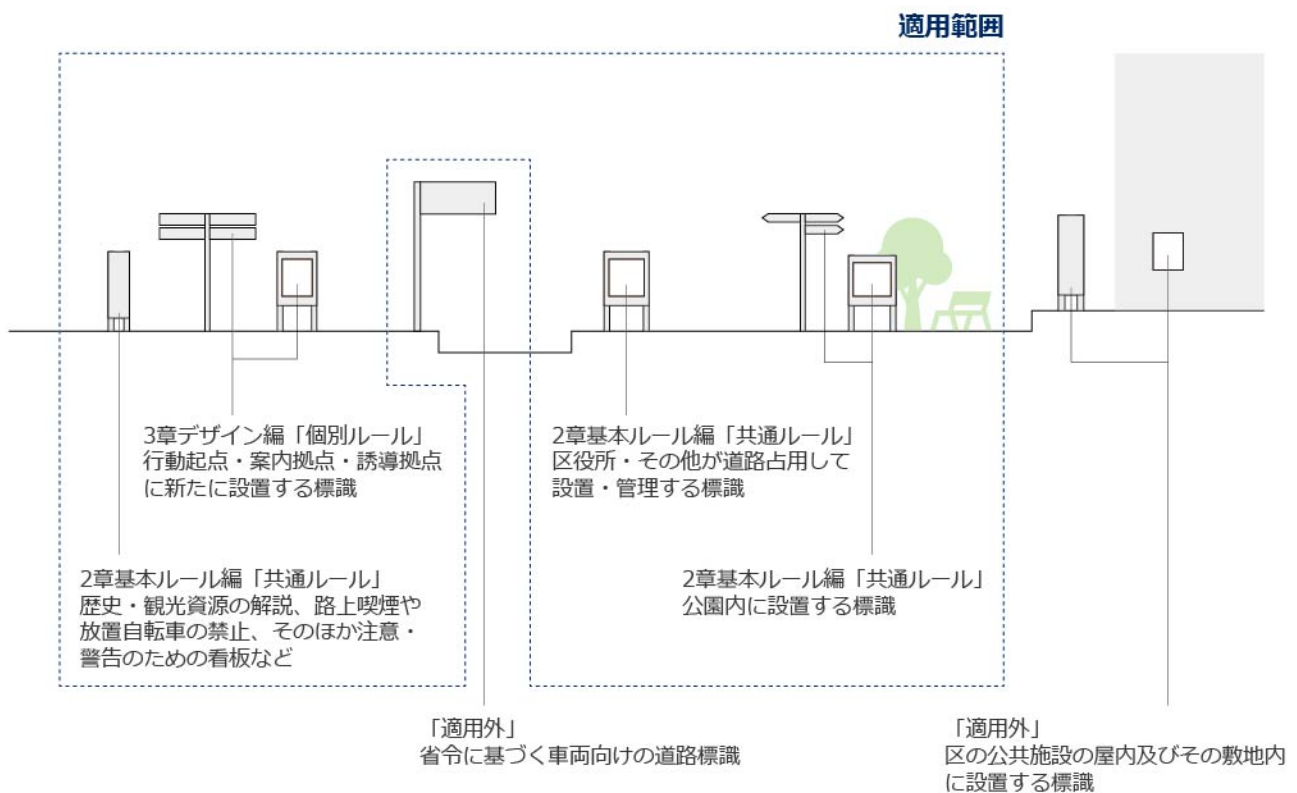
- ・板橋区サイン多言語化基準書第 3 版（平成 31 年 1 月改訂）

1-3 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、区が設置・管理する屋外案内標識に適用するものとする。また、歴史・観光資源の解説、路上喫煙や放置自転車の禁止、そのほか注意・警告のための看板などについては、街並み景観の向上の観点から、その機能を損なわない範囲でガイドラインの2章基本ルール編を参照する。

区の公共施設の屋内及びその敷地内に設置する標識については、区役所本庁舎サインのデザインを準用することが推奨されているため、本ガイドラインの適用外とする。

■ 標識の種類別のガイドライン適用範囲



1章 総論編

1-3 ガイドラインの適用範囲

■ 適用イメージ



案内のための標識

- (1) 機能的に重複するものは、ガイドラインを踏まえて新たに設置するものへの置き換えや集約化を行う。



- (2) 機能的に重複しないものは、ガイドラインを踏まえて新たに設置するものと共存可能なため、そのままとする。



省令に基づく車両向けの道路標識【適用外】

1-4 対象標識

3章デザイン編の「個別ルール」を適用する標識 = デザイン (姿図) まで規定する標識

案内地図



誘導



※道路上の標識

※公園内の標識は、2章基本ルール編の「共通ルール」を適用する標識とする

2章基本ルール編の「共通ルール」を適用する標識 = 情報内容や表記のルール、デザインの配慮事項を規定する標識

防災



解説



禁止・規制



禁止・規制



案内地図 (公園内)



誘導 (公園内)



「省令等に準拠する標識」



